

令和3年12月27日

東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会担当
ワクチン接種推進担当大臣
堀内 詔子 様

千葉県知事 熊谷 俊人

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

現在、新型コロナウイルス感染症に係る感染状況は落ち着きを見せているものの、入国者については、オミクロン株感染者及びL452R陰性感染者と同一の航空機と同乗者全員を濃厚接触者とする対応を取っており、これらの者の中から、オミクロン株の感染者の確認が相次いでいる。

オミクロン株による感染拡大は、今年の夏に比べて拡大のスピードが速くなる可能性があることから、ワクチンの追加接種を迅速かつ円滑に進めることが必要である。

そこで、以下の事項について、特段の措置を講じられるよう要望する。

ワクチンの追加接種について

ワクチンの追加接種については、オミクロン株への対応も踏まえ、2回目の接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を可能とする考え方が示されたが、以下の点についても検討を要望する。

- 1 自治体における円滑な接種体制の確保等に資するよう、追加接種用のワクチンに関する令和4年4月以降の供給計画を早急に示すこと。
- 2 追加接種で配分されるワクチンの半数はモデルナ社ワクチンであるが、被接種者の希望するワクチンが偏らないよう、モデルナ社ワクチンの効果や安全性、副反応などについて、交互接種の効果や安全性等と併せて科学的根拠に基づいたわかりやすい情報発信を速やかにかつ効果的に行うこと。
- 3 65歳以上の高齢者（高齢者施設等の入所者等を除く）については、令和4年2月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができるとしているが、2月に接種可能となる高齢者が集中することが見込まれるため、自治体の判断により、各自治体の準備状況に応じ柔軟な接種時期の設定を可能とすること。